

	装装装第16961号 令和5年10月2日	一部改正	装装装第11491号 令和6年6月25日
一部改正	装装装第1073号 令和6年1月24日	一部改正	装装装第13135号 令和6年7月17日
一部改正	装装装第3049号 令和6年2月26日	一部改正	装装装第20679号 令和6年11月13日
一部改正	装装装第4221号 令和6年3月13日	一部改正	装装装第672号 令和7年1月15日
一部改正	装装装第5582号 令和6年3月28日		

長官官房審議官
長官官房総務官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官 殿
各部 長
施設等機関の長
各地方防衛局長

防衛装備庁長官
(公印省略)

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化
に関する法律第7条に規定する財政上の措置として締結する特
定取組契約に関する事務要領について（通達）

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

写送付先：防衛省大臣官房長

防衛省本省の施設等機関の長

各幕僚長

情報本部長

防衛監察監

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化
に関する法律第7条に規定する財政上の措置として締結する特
定取組契約に関する事務要領

1 趣旨

この事務要領は、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号。以下「防衛生産基盤強化法」という。）第7条に規定する財政上の措置として締結する特定取組の実施に係る契約（以下「特定取組契約」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

2 用語の定義

この事務要領において使用する用語は、防衛生産基盤強化法において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 仕様書 装備品等の標準化に関する訓令（昭和43年防衛庁訓令第33号）第3条第4号に規定する仕様書をいう。
- (2) 装備品安定製造等確保計画 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律施行規則（令和5年防衛省令第14号。以下「省令」という。）第2条第1項各号に定める様式により装備品製造等事業者が作成した装備品安定製造等確保計画をいう。
- (3) 中央調達 装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号。以下「調達実施訓令」という。）第3条に規定する中央調達をいう。
- (4) 装備品安定製造等確保計画認定書 省令第3条第1項に定める様式により装備品製造等事業者に交付した装備品安定製造等確保計画変更認定申請書をいう。
- (5) 調達要領指定書 仕様書及び仕様書を補足する細部資料のうち調達要求書を補足する細部資料をいう。
- (6) 供給網強^{じん}靱化 防衛生産基盤強化法第4条第1項第1号に掲げる取組をいう。
- (7) 製造工程効率化 防衛生産基盤強化法第4条第1項第2号に掲げる取組をいう。
- (8) サイバーセキュリティ強化 防衛生産基盤強化法第4条第1項第3号に掲げる取組をいう。

- (9) 事業承継等 防衛生産基盤強化法第4条第1項第4号に掲げる取組をいう。
- (10) 地方調達 調達実施訓令第5条の2に規定する地方調達をいう。
- (11) 装備品安定製造等確保計画変更認定申請書 省令第4条第1項に定める様式により装備品製造等事業者から提出を受けた装備品安定製造等確保計画変更認定申請書をいう。
- (12) 装備品安定製造等確保計画変更認定書 省令第4条第4項に定める様式により装備品製造等事業者に交付した装備品安定製造等確保計画変更認定書をいう。
- (13) 装備品安定製造等確保計画軽微変更届出書 省令第5条第2項に定める様式により装備品製造等事業者から届出を受けた装備品安定製造等確保計画軽微変更届出書をいう。
- (14) 予定価格 調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第35号。以下「予定価格訓令」という。)第2条第3号に規定する価格をいう。
- (15) コスト変動調整分 調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用のための細部事項について(装管原第83号。27.10.1)別紙の第2項第3号に規定するコスト変動調整分をいう。
- (16) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (17) 経費率 予定価格訓令の規定により計算する加工費率、一般管理及び販売費率、利子率並びに利益率をいう。
- (18) 受領検査 調達品等に係る監督及び検査に関する訓令(昭和44年防衛庁訓令第27号。以下「監督検査訓令」という。)第10条第1項に規定する受領検査をいう。
- (19) 契約担当官等 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。
- (20) 監督 会計法第29条の11第1項に規定する監督をいう。
- (21) 補助者 監督検査訓令第3条第1項に規定する補助者をいう。
- (22) 監督官 監督検査訓令第4条第2項に規定する監督官をいう。
- (23) 検査官 監督検査訓令第4条第2項に規定する検査官をいう。

3 紐付け契約の特定

特定取組契約は、装備品安定製造等確保計画の「8 特定取組の活用が確実に見込まれる指定装備品等の製造等に係る契約」に記載されている契約を当該特定取組契約に紐付けて管理する具体的な契約（以下「紐付け契約」という。）として特定し、締結しなければならない。ただし、当該装備品安定製造等確保計画が、指定装備品等の製造等に活用することを目指して実施される研究開発や調査研究に係るものである場合は、この限りでない。

4 特定取組契約の事務要領

(1) 調達要求

ア 特定取組契約による調達は、中央調達によって行う。

イ 調達要求は、防衛大臣から認定を受けた装備品安定製造等確保計画及びこれに係る装備品安定製造等確保計画認定書（以下「認定装備品安定製造等確保計画等」という。）を仕様書とみなして行う。

ウ イに規定する調達要求の趣旨に鑑み、装備政策部装備政策課長は、装備品安定製造等確保計画の審査において、当該装備品安定製造等確保計画の内容の適否のほか、当該装備品安定製造等確保計画を特定取組契約の仕様書として使用するに当たり必要な事項が記載されていることを含めて確認するものとする。

エ 長官官房会計官への調達要求の依頼は、装備政策部装備政策課長が行う。装備政策部装備政策課長は、認定装備品安定製造等確保計画等を仕様書とみなして使用するに当たり、当該認定装備品安定製造等確保計画等に加えて、特定取組契約の履行に際して補足すべき事項があると認める場合は、当該補足事項を記載した調達要領指定書を、調達要領指定書について（装管第1686号。5. 3. 24）に定める様式により作成し、調達要求依頼書に添付するものとする。

オ 調達要求品名は、次の(ア)から(エ)までに定めるところによる。

(ア) 供給網強靱化に係る特定取組契約にあつては、「供給網強靱化に係る特定取組（認定番号・認定日）」

(イ) 製造工程効率化に係る特定取組契約にあつては、「製造工程効率化に係る特定取組（認定番号・認定日）」

(ウ) サイバーセキュリティ強化に係る特定取組契約にあつては、「サイバーセキュリティ強化に係る特定取組（認定番号・認定日）」

(エ) 事業承継等に係る特定取組契約にあつては、「事業承継等に係る特定取組（認定番号・認定日）」

カ 調達要求書においては、特定取組契約が第3項ただし書の規定により紐付け契約を特定しない調査研究又は研究開発に係るものである場合を

除き、その備考欄に次の(ア)から(エ)までに掲げる事項を明記する。

(ア) 特定取組の実施予定期日

(イ) 紐付け契約の品名

(ウ) 紐付け契約の調達要求番号及び納期（当該紐付け契約に係る調達要求が行われていない場合にあっては、調達予定年度）

(エ) 紐付け契約の契約相手方及び契約機関名（当該紐付け契約が地方調達の場合に限る。）

キ 装備政策部装備政策課長は、契約締結前に装備品安定製造等確保計画に変更があった場合は、長官官房会計官へ調達要求の一部変更依頼を行うものとし、装備品安定製造等確保計画変更認定申請書及び装備品安定製造等確保計画変更認定書又は装備品安定製造等確保計画軽微変更届出書を仕様書の一部として提出するものとする。

(2) 契約方式

ア 特定取組契約は、防衛大臣から認定を受けた装備品安定製造等確保計画を認定装備品安定製造等確保事業者が実施するための契約であり、防衛生産基盤強化法によって契約の相手方が一に限られるものであることから、随意契約によるものとする。

イ 特定取組契約の締結に先立って必要となる調達実施訓令第15条第1項の規定による指名随契審査会の審議及び同訓令第16条第1項の規定による防衛大臣の承認については、同訓令の規定によるものとする。

(3) 予定価格

ア 供給網強靱化、製造工程効率化及び事業承継等に係る特定取組契約の予定価格は、防衛大臣から認定を受けた装備品安定製造等確保計画の「7(1) 特定取組に必要な資金及びその内訳」に記載されている経費総額（同計画の「7(4) 補助金等の受給状況」に補助金等の名称及び受給額の記載がある場合には、経費総額から当該受給額を控除した金額）に、同計画の「9 指定装備品等以外への活用予定等」に記載された「防需活用割合（見積）」を乗じた額を基本として算定する。

イ サイバーセキュリティ強化に係る特定取組契約の予定価格は、防衛大臣から認定を受けた装備品安定製造等確保計画の「7(1) 特定取組に必要な資金及びその内訳」に記載されている経費総額（同計画の「7(3) 補助金等の受給状況」に補助金等の名称及び受給額の記載がある場合には、経費総額から当該受給額を控除した金額）を基本として算定する。

ウ 特定取組契約の予定価格においては、当該契約が装備品安定製造等確保計画に係る特定取組の着実な実施のため講じられる財政上の措置とし

て締結されることに鑑み、その計算内訳に利益及びコスト変動調整分を含めないものとする。

なお、防衛大臣から認定を受けた装備品安定製造等確保計画の「7(1) 特定取組に必要な資金及び内訳」から予定価格を算定する過程で、その計算内訳及び総額への端数処理は行わないものとする。また、中小企業者と締結する特定取組契約において、防衛大臣から認定を受けた装備品安定製造等確保計画の「7(1) 特定取組に必要な資金及びその内訳」に、当該中小企業者が特定取組の実施のために金融機関から融資を受ける際の利息が含まれている場合は、予定価格に当該利息を含めるものとする。ただし、当該中小企業者が行う事業について経費率を算定し、又は設定している場合については、この限りでない。

エ アからウまでの規定のとおり、装備品安定製造等確保計画の「7(1) 特定取組に必要な資金及びその内訳」に記載されている経費総額が予定価格の算定の基準となることを踏まえ、調達事業部需品調達官付試作・基盤強化措置室長（以下単に「試作・基盤強化措置室長」という。）は、装備品安定製造等確保計画の審査において、当該計画の「7(1) 特定取組に必要な資金及びその内訳」に記載されている内容の適否を確認するものとする。

(4) 契約の締結

ア 特定取組契約は、様式第1に定める装備品安定製造等確保計画に係る特定取組に関する業務請負契約条項（以下「特定取組業務請負契約条項」という。）を基準に締結するものとする。この場合において、装備品安定製造等確保計画の「9 指定装備品等以外への活用予定等」に記載された「防需活用割合（見積）」が100パーセント未満の場合は、あわせて様式第2に定める民需と共用する取得設備等の防需活用割合の実績報告等に関する特約条項を付すものとする。

イ 特定取組契約の履行期限は、紐付け契約の納期を基準として給付の終了の届出及び受領検査に係る手続その他の必要な手続に要する期間を考慮した期日とする。

ウ 試作・基盤強化措置室長は、調達要求書に記載されている特定取組の実施予定期日までを目途に当該特定取組の実施が完了できることを、商議を通じて特定取組契約の相手方に確認する。当該実施予定期日までを目途に特定取組の実施が完了できない場合には、調達実施訓令第12条第1項の規定に基づき、調達要求を行った長官官房会計官を通じて装備

政策部装備政策課長に対し、実施予定期日の変更について協議するものとする。

エ 特定取組契約の目的たる給付は、当該特定取組契約の相手方における特定取組の実施が完了し、紐付け契約に係る指定装備品等が納入された時点をもって、これを完了したものとする。

オ アからエまでの規定にかかわらず、第3項ただし書の規定により紐付け契約を特定しない調査研究又は研究開発に係る特定取組契約にあつては、様式第3に定める装備品安定製造等確保計画に係る特定取組として実施する調査研究又は研究開発に関する業務請負契約条項を基準に締結するものとする。この場合において、装備品安定製造等確保計画の「9 指定装備品等以外への活用予定等」に記載された「防需活用割合（見積）」が100パーセント未満の場合は、あわせて様式第2に定める民需と共用する取得設備等の防需活用割合の実績報告等に関する特約条項を付すものとする。

カ 装備政策部装備政策課長は、特定取組契約の履行完了前に装備品安定製造等確保計画に変更があつた場合は、長官官房会計官へ調達要求の一部変更依頼を行うものとし、装備品安定製造等確保計画変更認定申請書及び装備品安定製造等確保計画変更認定書又は装備品安定製造等確保計画軽微変更届出書を仕様書の一部として提出するものとする。

(5) 特定取組契約における前金払

特定取組契約において前金払を実施しようとする場合は、防衛省における前金払等の実施に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第24号。以下「前金払等実施訓令」という。）第16条第1項の規定に基づき、次のアからオまでに定めるところにより行うものとする。

ア 前金払等実施訓令第3条第2項に規定する防衛装備庁長官から防衛大臣に行う申請に係る事務は、装備政策部装備政策課長が行うものとする。

イ 契約担当官等は、次の(ア)から(エ)までに掲げる前金払を実施する場合には、前金払等実施訓令第8条ただし書の規定により、特定取組契約における前払金の担保の提供を免除するものとする。

(ア) 契約相手方が、供給網強靱化に係る特定取組契約における取得設備等を活用して製造等を行った部品及び構成品を、当該特定取組契約において特定された紐付け契約のため、契約相手方をサプライヤーとする事業者（以下「上位事業者」という。）に対し直接又は間接に供給したことを証する書類であつて、上位事業者に対する納品書の写し又はこれに類するものを契約担当官等に提出することによって支払うことを約した

前金払

- (イ) 契約相手方が、製造工程効率化に係る特定取組契約における取得設備等を活用して製造等を行った部品、構成品並びに役務を、当該特定取組契約において特定された紐付け契約のため、上位事業者に対し直接又は間接に供給し、又は提供したことを証する書類であって、上位事業者に対する納品書若しくは役務完了書の写し又はこれらに類するものを契約担当官等に提出することによって支払うことを約した前金払
 - (ウ) サイバーセキュリティ強化に係る特定取組契約における取得設備等により確保された情報セキュリティ環境において、当該特定取組契約において特定された紐付け契約に係る保護すべき情報を取り扱ったことを証する書類であって、契約相手方が新たなセキュリティ環境において紐付け契約に係る情報を取り扱うことの誓約書又はこれに類するものを契約担当官等に提出することによって支払うことを約した前金払
 - (エ) 事業承継等に係る特定取組契約における取得設備等を活用し、当該特定取組契約において特定された紐付け契約のため、乙の上位事業者に対して部品若しくは構成品を供給し、又は役務を提供する体制が整備されたことを当該上位事業者が確認したことを証する書類であって、装備品安定製造等確保計画認定書の「5 その他特記事項」において、契約相手方の共同申請者が契約相手方に提出することとされている書面の写し又はこれに類するものを契約担当官等に提出することによって支払うことを約した前金払
- ウ イの各号に規定する前払金の有無にかかわらず、契約担当官等は、当該各号に規定する支払時期よりも前に支払うことを約した前払金について契約相手方からその担保の提供を受けている場合において、当該契約相手方から当該各号に規定する書面とともに当該担保の解除の申出を受けたときは、当該担保を解除するものとする。
- エ 契約担当官等は、前金払を行うことを約した特定取組契約を締結するときは、様式第4に示す装備品安定製造等確保計画に係る特定取組の実施における前払金に関する特約条項を付すものとする。
- オ 中小企業者と締結する特定取組契約であって、防衛大臣から認定を受けた装備品安定製造等確保計画の「7(1) 特定取組に必要な資金及びその内訳」に当該中小企業者の利子、利息又はこれらに相当するものが含まれていないものにおいて前金払を行う場合には、前金払に関する調整計算を行

わないものとする。ただし、当該中小企業者が行う事業について経費率を算定し、又は設定している場合については、この限りでない。

(6) 特定取組契約の締結以降に行う経費率の算定等

ア 調達管理部原価管理官（以下単に「原価管理官」という。）は、防衛装備庁における予定価格算定事務に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第３５号）第８条から第１１条までの規定に基づき行う経費率の算定又は設定（以下「算定等」という。）において、特定取組契約の相手方が特定取組契約の履行により取得する設備等の費用が重複して計上されないよう留意するものとする。

イ 試作・基盤強化措置室長は、特定取組契約を締結したときは、遅滞なく当該特定取組における契約書の写しを原価管理官に送付するものとする。

ウ 原価管理官は、特定取組契約の相手方が地方調達における経費率の算定等の対象となる場合は、当該経費率の算定等を行う機関に対し、特定取組契約の相手方が特定取組契約の履行により取得する設備等の費用が重複して計上されないよう留意する必要がある旨を、前号の送付を受けた契約書の写しを付して通知するものとする。

(7) 監督及び受領検査

ア 特定取組契約に係る監督については、特定取組契約の相手方が所在する区域を管轄する地方防衛局（当該地方防衛局の所掌事務を分掌する防衛支局及び防衛事務所を含む。以下同じ。）の職員のうちから、契約担当官等が補助者として指定した監督官が行う。

なお、サイバーセキュリティ強化に係る特定取組契約にあつては、地方防衛局の職員のうちから、情報セキュリティ監査官又はこれに準ずる者を監督官に指定するものとする。

イ 特定取組契約に係る監督は、装備品等安定製造等確保計画及び特定取組業務請負契約条項第１１条に基づき特定取組契約の相手方から提出される特定取組実施予定表に沿って特定取組が実施されていること、及び特定取組業務請負契約条項第１３条に基づき特定取組契約の相手方から提出された特定取組完了報告書に記載されている取得設備等（当該特定取組契約に基づく特定取組の実施により当該特定取組契約の相手方が取得した設備等をいう。以下同じ。）が、当該特定取組契約の相手方において取得され、紐付け契約の履行に活用することができる状態にあること（サイバーセキュリティ強化に係る特定取組契約にあつては、取得設備

等が適切な場所に設置されていることを含む。)を、有体物にあつては現物によって、プログラム等の無体物及び技術支援等の役務にあつては動作画面の確認や実施記録の閲覧等の適切な方法によって、現地において確認することにより行う。

ウ 特定取組契約に係る受領検査については、調達事業部需品調達官付試作・基盤強化措置室の職員のうちから、契約担当官等が補助者として指定した検査官が行う。

エ 特定取組契約に係る受領検査は、特定取組業務請負契約条項第15条に基づき特定取組契約の相手方から提出された終了届のとおり、紐付け契約の履行が確かに完了しているかを確認することにより行う。

オ 第3項ただし書の規定により紐付け契約を特定しない研究開発又は調査研究に係る特定取組契約にあつては、アからエまでの規定にかかわらず、契約担当官等において適切に監督及び検査を行うものとする。

5 契約に係る情報の公表

- (1) 特定取組契約に係る情報の公表は、公共調達の適正化について（財計第2017号。平成18年8月25日。以下「財務大臣通知」という。）第3項第1号の規定に従い、所定の期日内に原則公表することとする。ただし、供給網強靱化に係る特定取組契約、サイバーセキュリティ強化に係る特定取組契約及び事業承継等に係る特定取組契約に関し、特定取組契約の履行が完了する前にこれらの情報を公表することは、それぞれ、供給が途絶するおそれが高い原材料等が明らかとなることで指定装備品等の調達における供給網の脆弱性が推察されたり、サイバーセキュリティ強化対策が未整備である企業名が露呈されることで当該企業へのサイバー攻撃を誘発したり、経営統合や経営効率化を行おうとする企業の活動が事前に公になることで個別企業の経営に影響を及ぼしたりするおそれがあることに鑑み、これらの特定取組契約については、財務大臣通知が規定する「国の行為を秘密にする必要があるもの」として、一旦、公表の対象外とする契約として取り扱い、契約の締結後から特定取組契約の履行が完了するまでの間にその契約に係る公表は行わないこととする。
- (2) 一方で、装備品安定製造等確保計画の認定について公正性や透明性が求められていることを踏まえ、特定取組契約の締結時に公表を行わなかったものについても、その履行が完了した後は当該契約に係る情報の公表を行うこととし、調達管理部調達企画課長は、毎月、履行が完了したこれらの特定取組契約を取りまとめ、履行完了日の翌々月10日までに公表するものとする。
- (3) 前2号の規定に基づき特定取組契約に係る情報の公表を行う場合であつ

ても、次のアからウまでのいずれの場合にも該当せず、かつ、当該特定取組契約の相手方から、指定装備品等のサプライチェーンを構成する事業者であることが明らかになることが企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとの申出があった場合は、当該特定取組契約の相手方の名称の公表は行わないものとする。

ア 当該特定取組契約の相手方が紐付け契約の相手方と一致する場合

イ 当該特定取組契約の相手方が過去に防衛省の各機関と中央調達又は地方調達に係る契約を締結したことが確認できた場合

ウ 当該特定取組契約の相手方により公表されている情報によって装備品等の製造等を行っていることが確認できた場合

- (4) 第1号及び第2号の規定にかかわらず、国の行為を秘密にする必要があるものとして取り扱う相当の理由がある場合は、当該契約に係る情報の公表を差し控えるものとする。

6 原価調査

- (1) 物別調達官（調達事業部需品調達官、調達事業部武器調達官、調達事業部電子音響調達官、調達事業部艦船調達官、調達事業部航空機調達官及び調達事業部輸入調達官をいう。以下同じ。）及び物別室長（試作・基盤強化措置室長、調達事業部需品調達官付機械車両室長、調達事業部武器調達官付弾火薬室長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室長、調達事業部電子音響調達官付電子計算機室長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長及び調達事業部輸入調達官付有償援助調達室長をいう。以下同じ。）は、紐付け契約に係る指定装備品等の原価に、当該紐付け契約が紐づけられる特定取組契約の実施による製造等の工程の効率化による効果が反映されていることを確認するため、当該紐付け契約及び当該紐づけ契約締結後に締結される当該指定装備品等の製造等に係る契約について、原価調査（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用について（防経装第8927号。25.6.26）第2項第8号に規定する原価調査をいう。以下同じ。）を実施する。
- (2) 試作・基盤強化措置室長は、物別調達官及び他の物別室長が原価調査が必要な紐付け契約を特定することができるようにするため、物別調達官及び他の物別室長の職務に係る指定装備品等に関する特定取組契約に係る契約書を物別調達官及び他の物別室長に送付するものとする。

7 委任規定

この事務要領に定めるもののほか、特定取組契約に関し必要な事項は、装備政策部長、調達管理部長及び調達事業部長がそれぞれの所掌に属する事務について定める。

様式第 1（第 4 項第 4 号関係）

装備品安定製造等確保計画に係る特定取組に関する業務請負契約条項

第 1 章 総則

（契約の目的）

第 1 条 乙は、装備品安定製造等確保計画（この契約書に付属するものであって、これに添付され、又は引用されている図面、見本及び図書等を含む。以下同じ。）に定めるところに従い、安定的な製造等の確保を図ろうとする指定装備品等に係る契約としてこの契約に紐付けて管理する別紙に掲げる契約（以下「紐付け契約」という。）の履行に活用するため、特定取組を別紙に定める特定取組の実施予定期日までを目途に実施し、甲は、当該特定取組の実施及び紐付け契約に係る指定装備品等の納入が完了したことの確認をもって、乙に代金を支払うものとする。

（定義）

第 2 条 この契約条項において使用する用語は、別段の定めがあるもののほか、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和 5 年法律第 5 4 号）及び防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律施行規則（令和 5 年防衛省令第 1 4 号。以下「省令」という。）において使用する用語の例によるものとする。

（取得設備等）

- 第 3 条 この契約により取得した設備、装置等の有体物、プログラム、技術資料等の知的財産（知的財産基本法（平成 1 4 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 1 項に規定する知的財産をいう。）その他特定取組の成果（以下「取得設備等」という。）の所有権及びこれを独占排他的に使用する権限は、乙に帰属する。ただし、乙は、甲を含む防衛省の各機関が、乙又は乙をサプライヤーとする事業者と締結する契約を通じ、これらの取得設備等が無償で使用する権利を約さなければならない。
- 2 乙は、将来において、甲を含む防衛省の各機関が、乙又は乙をサプライヤーとする事業者との間で、取得設備等を活用できる契約を締結した場合は、当該取得設備等を活用するものとし、甲又は当該事業者に対し当該取得設備等の導入及び使用に係る費用を重複して請求しない（甲を含む防衛省の各機関が行う乙の経費率の算定又は設定に当たっては、乙から甲に提出する経費内訳に当該取得設備等の導入及び使用に係る費用を含めない）ものとする。
- 3 乙は、取得設備等を使用して乙をサプライヤーとする事業者に直接又は間接に供給した物品又は提供した役務を原因として、甲を含む防衛省の各機関が当該事業者から調達する装備品等又は役務が契約に適合しないものとなった場合には、乙の責任の下で、乙と当該事業者又は中間サプライヤー（乙が供給した物品若し

くは提供した役務を当該事業者が受領するまでの間に介在する事業者をいう。)との間で問題を解決するものとする。

- 4 乙は、第2項に基づく活用を行うため、取得設備等を甲の許可なく、第三者への譲渡その他処分を行ってはならず、善良なる管理者の注意をもって、取得設備等を維持管理するものとし、通常の使用に耐えない状態となったときは、甲にその旨を通知した上で、修補又は更新を行うものとする。
- 5 取得設備等が将来にわたって第2項に基づく活用を行う見込みがなくなった場合には、甲乙間で別途協議して、取得設備等の第三者への譲渡その他処分の方法について決定するものとする。
- 6 装備品安定製造等確保計画の「9 指定装備品等以外への活用予定等」に記載された防需活用割合(見積)(以下「認定割合」という。)が100パーセント未満の場合は、この契約に「民需と共用する取得設備等の防需活用割合の実績報告等に関する特約条項」(以下「防需活用割合実績報告等特約条項」という。)を付すものとし、乙は防需活用割合実績報告等特約条項に定めるところにより、この契約の履行後、防需活用割合の実績報告等を行うものとする。
- 7 認定割合が100パーセントの装備品安定製造等確保計画について、この契約の履行中に、取得設備等の民需への活用により防需活用割合が100パーセント未満となる見込みが判明した場合には、乙は甲と速やかに協議し、第22条の規定に従い、装備品安定製造等確保計画及びこの契約の変更を行うものとする。

なお、この契約の変更に際しては、この契約に防需活用割合実績報告等特約条項を付すものとする。
- 8 認定割合が100パーセントの装備品安定製造等確保計画について、この契約の履行完了の会計年度の末日の翌日から5年の間に、取得設備等の民需への活用により防需活用割合が100パーセント未満となった場合には、乙は速やかに甲にその旨を報告し、甲及び乙は協議の上、防需活用割合実績報告等特約条項を基本とした確認書を取り交わすものとする。

(代金)

- 第4条 この契約の契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。ただし、この契約に代金に関する特約条項が付帯されている場合は、当該特約条項の定めるところに従い、乙に支払われる代金を確定するものとする。

(債務の引受け等の承認等)

- 第5条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。
- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
 - (2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
 - (3) この契約に基づく特定取組の実施の主要部分を第三者に請け負わせる場合

(特定取組の実施の一部を第三者に請け負わせるものとして、あらかじめ、この契約書の別紙において指定している範囲を当該別紙に掲げる者に請け負わせる場合を除く。)

- 2 甲は、前項第1号及び第2号に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生じるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人等の届出)

第6条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

- (1) この契約に基づく特定取組に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合
- (2) 特定取組の実施の主要部分でない部分(軽易なものを除く。)を第三者に請け負わせる場合(特定取組の実施の一部を第三者に請け負わせるものとして、あらかじめ、この契約書の別紙において指定している範囲を当該別紙に掲げる者に請け負わせる場合を除く。)

(第三者に請け負わせる場合の責務)

第7条 乙は、この契約に基づく特定取組の実施を第三者に請け負わせる場合においても、この契約において乙の義務とされている事項につき、その責めを免れない。

(第三者の権利の侵害の禁止)

第8条 乙は、この契約に基づく特定取組の実施又は取得設備等の紐付け契約の履行への活用に当たり、第三者の有する知的財産権(知的財産基本法第2条第2項に規定する知的財産権をいう。)又は技術上の知識に関し第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(監督官等の派遣)

第9条 甲は、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の11に定める監督及び検査を適切に行い、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官その他の職員(以下「監督官等」という。)を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

- 2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び事務の範囲を乙に明示しなければならない。
- 3 監督官等は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。
- 4 乙は、監督官等の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力しなければならない。

第2章 契約の履行

第1節 貸付品等

(貸付品等の貸与及び支給)

第9条の2 乙がこの契約の履行のため貸与又は支給を受ける材料、部品、機器、治工具、測定具、文書、図面等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下「貸付品等」という。）の品目、数量、貸与又は支給を受ける期日及び場所その他必要事項は、契約書の別表及び調達要領指定書の定めるところによる。

- 2 貸与を受けた貸付品等は、特に必要があつて甲の指示がある場合を除き、第13条第2項に規定する特定取組完了確認書の交付後、遅滞なく、甲の指定する物品管理職員に返還しなければならない。

(貸付品等の保管、引取り等)

第9条の3 乙は、貸付品等の貸与又は支給を受ける場合は、これに立ち合い、品目、数量等について、契約書の別表及び調達要領指定書と照合の上、異状（品質又は規格が使用に不適當な場合を含む。以下この条において同じ。）の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに物品管理職員に申し出て、その指示を受けるものとする。後日、異状及び数量の過不足を発見した場合もまた同様とする。

- 2 乙は、貸付品等の貸与又は支給を受けた場合は、これと引換えに受領書を物品管理職員に提出するものとする。
- 3 乙は、貸付品等をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。ただし、物品管理職員を経由して甲の承認を受けた場合は、この限りではない。
- 4 乙は、貸付品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 5 乙は、貸付品等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払を継続的に記録及び整理し、その状況を明らかにしなければならない。
- 6 貸付品等の異状に起因して装備品安定製造等確計画に基づく特定取組が契約の内容に適合しないこととなった場合には、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、乙が貸付品等の異状を知って速やかに甲に告げなかったときは、この限りではない。
- 7 貸付品等の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 8 貸付品等の異状を甲の指示により乙が修補した場合は、その費用は、甲の負担とする。

(貸付品等の返還)

第9条の4 乙は、貸与又は支給を受けた貸付品等につき、必要がなくなった場合は、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、返品書及び使用明細書を添えてこれを物品管理職員に返還しなければならない。

- 2 返還に必要な費用は、甲の負担とする。

第2節 地方防衛局

(地方防衛局)

第10条 乙がこの契約により甲に対してなすべき行為は、次の各号に掲げるものを除き、所管の地方防衛局、地方防衛局地方防衛支局、地方防衛局地方防衛事務所又は地方防衛局地方防衛支局地方防衛事務所を経由して行うものとする。

- (1) 第3条第6項に規定する防需活用割合の実績報告等、同条第7項に規定する取得設備等の民需への活用の見込みが判明した場合の協議並びに同条第8項に規定する取得設備等の民需への活用に係る報告及び確認書の交換
- (2) 第5条第1項第1号及び第2号に規定する債務の引受け等の承認の申請
- (3) 第14条第1項に規定する取得設備等を紐付け契約の履行に活用できなくなった場合の報告及び協議
- (4) 第18条第1項に規定する代金の請求
- (5) 第24条の規定に基づく契約の変更の協議
- (6) その他甲の指示するもの

第3節 監督

(特定取組実施予定表の提出)

第11条 乙は、この契約の締結後速やかに、装備品安定製造等確保計画の「6 特定取組の内容及び実施時期」及び別紙に定める特定取組の実施予定期日を基に、取得設備等ごとに取得期日、設置・保管場所等を明記した特定取組実施予定表を作成し、甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の特定取組実施予定表を不適當であると認める場合は、その変更を乙に求めることができる。

(監督)

第12条 甲の指名した監督官は、乙がこの契約に基づき実施する特定取組について、契約書、装備品安定製造等確保計画、甲の定める監督実施要領及び前条第1項の規定により乙が提出した特定取組実施予定表に基づき、甲が必要と認めた場合又は乙の申請があった場合において必要な監督を行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により監督官が行う監督に応じなければならない。
- 3 監督を受けるために必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(特定取組の完了報告)

第13条 乙は、特定取組の実施の完了につき、特定取組完了報告書（別記様式第1）を監督官に提出するものとする。

- 2 監督官は、前項の規定により提出された特定取組完了報告書の内容が適當であると認めた場合は、速やかに特定取組完了確認書を乙に交付するものとする。

(取得設備等を紐付け契約の履行に活用できなくなった場合の報告)

第14条 乙は、前条第1項の規定による特定取組完了報告書の提出の後、この契約に基づく給付が完了するまでの間に、取得設備等が正常に動作しないこと、取得設備等が当初見込まれた性能や機能等を発揮できないことその他の取得設備等を紐付け契約の履行に活用することが適さないことにより、当該取得設備等を紐付け契約の履行に活用することができなくなった場合は、速やかにその旨を甲に報告し、当該取得設備等の取扱い等について甲に協議しなければならない。

2 前項の協議の結果、この契約の履行期限までに取得設備等の修補又は改善が図られ、紐付け契約の履行に活用することが可能となる場合は、乙は取得設備等を修補又は改善するものとし、その費用は乙の負担とする。

第4節 給付の完了

(給付の終了の届出)

第15条 乙は、紐付け契約に係る指定装備品等の納入が完了したことによりこの契約に基づく給付が終了した場合は、遅滞なく終了届に特定取組完了確認書及び特定取組活用報告書（別記様式第2）を添えてその旨を甲の指名した検査官に届け出なければならない。

2 前項の終了届は、入札及び契約心得（平成27年防衛装備庁公示第1号）別記様式第5-11-1号を使用するものとする。この場合において、当該別記様式中「納品書」とあるのは「終了届」と読み替えるものとする。

3 乙は、紐付け契約に係る指定装備品等の納入の完了について、甲にその通知を求めることができる。

(受領検査)

第16条 甲は、前条第1項の終了届の提出を受けた日から10日以内に、この契約に基づく給付の完了の確認のため、受領検査を行わなければならない。

2 受領検査は、甲の指名した検査官が終了届に特定取組完了確認書が付されていること及び特定取組活用報告書に記載された紐付け契約が別紙に掲げる紐付け契約と一致することを確認し、かつ紐付け契約に係る指定装備品等の納入が完了したことを確認したことをもって、これを合格とする。

(受領書の交付)

第17条 甲は、前条第2項の規定により受領検査を合格とした場合は、必要事項を記載した受領書を遅滞なく乙に交付するものとする。

第5節 代金の支払

(代金の請求及び支払)

第18条 乙は、甲から前条に定める受領書の交付を受けた場合は、代金を甲の指定する者に請求することができる。

2 乙は、代金を請求する場合は、受領書その他甲の指定する証拠書類を添付した支払請求書をもって行うものとする。

3 甲は、前項に定める支払請求書を受領した場合は、受領した日から30日以内に乙に当該金額を支払うものとする。

(支払の特例)

第19条 甲は、特約条項の定めるところにより前払金を支払う。

(支払遅延利息)

第20条 甲は、約定期間(第18条第3項の期間をいう。以下同じ。)内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1号の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 甲が、第16条第1項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数をこえる場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、そのこえる日数に応じ前2項の計算の例に準じ、第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

(契約保証金による充当)

第21条 甲は、第29条第1項の規定により違約金を徴収し、又は同条第2項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払がなかったときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

第6節 契約の変更

(装備品安定製造等確保計画の変更)

第22条 乙は、この契約書に付属する装備品安定製造等確保計画を変更する場合は、省令第4条第1項又は第5条第2項に規定するところに従い、あらかじめ防衛大臣による認定の申請をし、又は軽微な変更について届け出なければならない。

- 2 前項の場合において、甲及び乙は、乙が装備品安定製造等確保計画の変更について、防衛大臣による認定を受け、又は軽微な変更について届け出たときは、この契約を変更するものとする。ただし、契約金額の変更は予算の範囲内において行うものとする。

(紐付け契約の納期延期に伴う履行期限の変更)

第23条 甲及び乙は、紐付け契約の納期に変更又は猶予が生じ、当該紐付け契約に係る指定装備品等の納入が延期されることとなった場合は、この契約の履行期限を変更するものとする。

- 2 前項の履行期限の変更により乙が損害を受けた場合であっても、当該損害は甲の責めに帰することができない理由によるものとして、乙は甲に対してその賠償を請求することはできないものとする。

(事情の変更)

第24条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天変地異、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

第7節 契約の効力等

(危険負担)

第25条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、乙が特定取組を実施することができなくなった場合又は取得設備等を紐付け契約の履行に活用することができなくなった場合は、乙は特定取組を実施し、又は取得設備等を紐付け契約の履行に活用する義務を免れるものとし、甲はその代金の支払の義務を免れるものとする。

- 2 甲の責めに帰すべき理由により、乙が特定取組を実施することができなくなった場合又は取得設備等を紐付け契約の履行に活用することができなくなった場合は、乙は特定取組を実施し、又は取得設備等を紐付け契約の履行に活用する義務を免れるものとし、甲は乙にその代金（乙が、特定取組を実施する義務及び取得設備等を紐付け契約の履行に活用する義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

- 3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第26条 この契約に基づく給付の完了前に取得設備等が滅失し、又は損傷した場合においてこれを修補（代替物との取替えを含む。）すべきときは、その損害は次項から第4項までの規定に従って負担されるものとする。

- 2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。
- 3 第1項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。
- 4 第1項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。
- 5 第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。

第8節 契約の解除

(甲の解除権)

第27条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が別紙に掲げる特定取組の実施予定期日までに特定取組の実施を完了せず、甲が相当の期間を定めてその履行を催告してもなお特定取組の実施が完了しない場合
 - (2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が特定取組を実施することができなくなった場合
 - (3) 乙の責めに帰すべき理由により乙が取得設備等を紐付け契約の履行に活用することができなくなった場合
 - (4) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合
 - (5) 前各号に定める場合のほか、乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合
- 2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第28条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合において、相当の期間を定めてその履行を催告してもなお履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第29条 甲は、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第1項の違約金を払わない

場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該違約金に対し、年3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第30条 甲は、第27条第2項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、乙に対し、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

2 第28条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から遅滞なく文書により行われなければならない。

第3章 秘密の保全

(秘密の保全)

第31条 甲及び乙は、この契約の履行に関して知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 乙は、この契約に秘密の保全に関する特約条項が付帯されている場合は、当該特約条項の定めるところに従い、秘密の保全を確実にしなければならない。

第4章 サプライチェーン・リスクへの対応

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第32条 乙は、甲を含む防衛省の各機関が乙又は乙をサプライヤーとする事業者との間で締結する契約（この契約の紐付け契約を含む。）に関し、取得設備等を使用し、製造、研究開発及び修理を行った成果物（以下「取得設備等使用成果物」という。）に対し、ソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）であって、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が存在するもの（障害等リスクが存在することを乙が知り、又は知り得たものに限る。以下「リスクソースコード等」という。）の埋込み又は組み込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

2 乙は、取得設備等使用成果物について、リスクソースコード等の埋込み又は組み込みその他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、取得設備等使用成果物について、防衛省の任務の遂行に支障を生じさせる動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作を行ったリスクソースコード等（主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込

む場合には、これらによって障害等リスクが有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認し、又は判定するものとする。

- 4 甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であつて、乙が前各項の規定を遵守するために必要があると認めるときは、遅滞なくこれに回答するものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、乙は、特約条項に定めるところにより、サプライチェーン・リスク（取得設備等使用成果物の取扱に係るサプライチェーンにおいて、リスクソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。
- 6 前各項の規定は、第5条第1項各号に掲げる場合についても適用する。

第5章 雑則

（調査）

第33条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係施設に立ち入らせ、調査させることができる。

- 2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の締結後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。
- 3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。
- 4 甲は、第1項及び第2項によるもののほか、この契約について、その原価を確認する必要がある場合は、乙に対し、第1項の調査を実施することができる。
- 5 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

（虚偽の資料の提出に対する違約金）

第34条 この契約の履行の完了後5年以内に、装備品安定製造等確保計画の「7 特定取組に必要な資金の額及びその調達方法等」及び「9 指定装備品等以外への活用予定等」に関し、乙が防衛大臣に対する当該装備品安定製造等確保計画の申請において故意に虚偽の資料を提出し、又は提示した疑義が生じた場合は、乙は甲が当該疑義に対して行う調査に応じなければならない。

2 前項の規定による調査の結果、乙が防衛大臣に対して虚偽の資料を提出し、又は提示した事実を甲が確認した場合、乙は、この契約において甲が乙に支払った金額と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用との差額を甲に返納するとともに、当該差額の2倍の金額を違約金として甲に支払わなければならない。

3 この契約に「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」が付されている場合は、前2項の規定にかかわらず、当該特約条項の定めるところによる。

(その他)

第35条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特殊条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特殊条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

4 この契約において、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(裁判管轄)

第36条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

1 紐付け契約の一覧（第 1 条関係）

連番	品名	調達要求番号	納期	防衛省の契約相手方	(地方調達の場合) 契約機関名
1	〇〇〇〇〇〇〇	0-00-0000-0000-00- 0000-000	〇年〇月〇日	(株) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇

2 特定取組の実施予定期日（第 1 条関係）

年 月 日

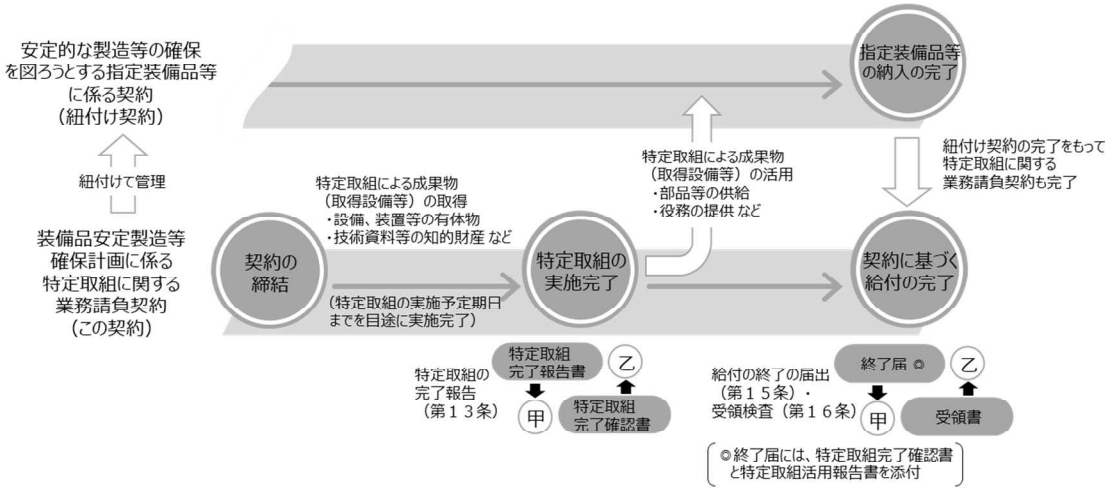


図 特定取組の実施に関する業務請負契約と紐付け契約の関係概念図
(細部は契約条項の記載内容が優先する。)

特定取組完了報告書			
件名		契約年月日	令和 年 月 日
		履 行 期 限	令和 年 月 日
調達要求番号		認 証 番 号	
上記契約に基づき、別紙のとおり、紐付け契約の履行の活用のため特定取組の実施により設備等を取得しましたので報告します。 令和 年 月 日 支出負担行為担当官 殿 住 所 会 社 名 代表者名 担当者名 連 絡 先			
特定取組完了確認書			
上記契約に基づく特定取組について、上記報告のとおり実施したことを確認した。 令和 年 月 日 監督官所属 官 職 氏 名			

別紙

1 特定取組の実施により取得した設備等

(1) 設備、装置、ソフトウェア、ライセンス等

連番	名称・型式	数量 (単位)	製造業者名・ ライセンス企業名	設置 場所	取得価格 (円)	取得 年月日	償却期間 (年)	備考
1								

(2) 特許権、実用新案権又は意匠権（出願中のものを含む。）

連番	登録番号（出願番号）	名称	権利者（出願人）	備考
1				

(3) 技術支援、教育、サービスその他役務

連番	名称	期間	備考
1			

（注）備考欄には、役務内容を実施したことが確認できる資料名を記載すること。

例：教育の実施記録、役務実施会社の役務完了報告書、納品書など

(4) 工事

連番	工事名称	工事会社名	履行場所	備考
1				

（注）備考欄には、工事施工事業者から提出される工事完了報告書、完了図書、引渡書その他の工事の完了が確認できる書類（いずれも工事写真が掲載されているものが望ましい。）の名称を記載すること。

(5) 上記のほか、技術資料、業務資料、教育資料等

連番	名称	概要	備考
1			

（備考）(1)～(5)のいずれの項目も、自ら製造、開発等したもの及び第三者に委託して製造、開発等をしたものの双方を記載すること。

2 紐付け契約の一覧

連番	品名	調達要求番号	納期	防衛省の契約相手方	(地方調達の場合) 契約機関名
1	〇〇〇〇〇〇〇	0-00-0000-0000- 00-0000-000	〇年〇月〇日	(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇

別記様式第2（第15条第1項関係）

特定取組活用報告書					
件名		契約年月日	令和 年 月 日		
		履行期限	令和 年 月 日		
調達要求番号		認証番号			
上記契約に基づき、特定取組の実施により取得した設備等を、以下の紐付け契約の履行に活用しましたので報告します。					
連番	品名	調達要求番号	納期	防衛省の契約相手方	(地方調達の場合) 契約機関名
1	〇〇〇〇〇〇〇	0-00-0000-0000- 00-0000-000	〇年〇月〇日	(株)〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇
令和 年 月 日					
支出負担行為担当官 殿					
住所					
会社名					
代表者名					
担当者名					
連絡先					

様式第 2（第 4 項第 4 号関係）

民需と共用する取得設備等の防需活用割合の実績報告等に関する特約条項

（取得設備等ごとの取得価格の確認）

第 1 条 乙は、この契約の締結後速やかに、取得設備等ごとの取得価格表を作成し、甲の確認を受けるものとする。

（防需活用割合の実績報告等）

第 2 条 乙は、この契約の履行が完了した会計年度の末日の翌日から 5 年間に於ける、各会計年度の民需と共用する取得設備等の防需活用割合の実績を、当該各年度の終了後 60 日以内を目途として、別記様式により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類等を当該報告に係る会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（返納の請求等）

第 3 条 甲は、前条の規定により報告を受けた、この契約の履行が完了した会計年度の末日の翌日から 5 年間を通じた防需活用割合の実績の平均値（以下「実績割合」という。）が、装備品安定製造等確保計画の「9 指定装備品等以外への活用予定等」に記載された防需活用割合（見積）（以下「認定割合」という。）に比して 10 パーセント・ポイント以上下回る取得設備等がある場合は、事情を調査するものとし、実績割合と認定割合の差のうち乙の責めに帰すべき理由により縮小した割合（以下「責任割合」という。）を、第 1 条の規定に基づき確認した当該取得設備等の取得価格に乗じた額を返納するよう乙に請求するものとする。ただし、責任割合が 10 パーセント・ポイント未満の場合は、この限りでない。

2 防衛省による装備品等の調達停止、数量の減少等を原因とする乙の装備品等に係る受注量の減少（乙の意思によると認められる受注量の減少を除く。）による防需活用割合における実績の縮小は、乙の責めに帰すことができない理由に該当するものとする。

3 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに甲に第 1 項の返納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払いのあった日までの日数に応じ、当該返納金に対し、契約条項の違約金に規定された率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

（防需活用割合の実績報告等の実施期限）

第4条 第2条第1項の報告及び前条第1項の返納の請求は、別紙に定める実施期限を目途として実施するものとする。

(調査)

第5条 甲は、乙に対し、第2条第1項の報告に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係施設に立ち入らせ、調査させることができる。

2 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前項に規定する調査に協力するものとする。

(違約金等)

第6条 第2条第1項の報告において、乙が虚偽の報告書を提出した事実を甲が確認した場合、乙は、第1条の規定に基づき確認した当該虚偽に係る取得設備等の取得価格に責任割合を乗じた額を甲に返納するとともに、当該額の2倍の金額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 この契約に「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」が付されている場合は、前項の規定にかかわらず、当該特約条項の定めるところによる。

3 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに甲に第1項の返納金又は違約金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該返納金又は違約金に対し、契約条項の違約金に規定された率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

1 防需活用割合の実績報告に係る実施期限（第2条第1項関連）

- (1) 第1回実績報告： 年 月 日
- (2) 第2回実績報告： 年 月 日
- (3) 第3回実績報告： 年 月 日
- (4) 第4回実績報告： 年 月 日
- (5) 第5回実績報告： 年 月 日

2 返納の請求に係る実施期限（第3条第1項関連）

第5回実績報告を受けた日から3月を経過した日

別記様式（第2条第1項関係）

防需活用割合実績報告書			
件名		契約年月日	令和 年 月 日
		履行期限	令和 年 月 日
調達要求番号		認証番号	
上記契約に基づき、取得設備等の防需活用割合の実績について、別紙のとおり報告します。 令和 年 月 日 支出負担行為担当官 殿 住 所 会 社 名 代表者名 担当者名 連 絡 先			

1 防需活用割合(実績)

取得設備等	取得価格 (円)	計画における見積値				実績値				防需活用割合 (実績) (%) ⑥ [(②+④)/(②+③+④+⑤)]	差 (%) ⑥-①
		防需 (単位)	民需 (単位)	認定割合(%) ①	当年度の実績報告		前回実績報告までの累計 (最初の年度に係る実績 報告では「0」、初年度の 後の年度に係る実績報告 では初年度から当年度の 前の年度までの実績の和 を記入)				
					防需 (単位) ②	民需 (単位) ③	防需 (単位) ④	民需 (単位) ⑤			

(注1) 取得設備等は、装備品安定製造等確保計画の「7(2)導入予定の設備」に記載された設備(防需活用割合が100%未満のものに限る。)の名称を記入すること。
また、特許権、実用新案権又は意匠権及び技術支援、教育、サービスその他役務のうち、防需活用割合が100%未満のものがあればその名称を記載すること。

(注2) 取得価格は、「民需と共用する取得設備等の防需活用割合の実績報告等に関する特約条項」第1項の規定により甲の確認を受けた取得価格表に記載されている価格(一般管理費及び販売費並びに利子を含む。)を記入すること。

(注3) 認定割合は、装備品安定製造等確保計画の「9 指定装備費等以外への活用予定等」に記載した「防需活用割合(見積)」を記入すること。

(注4) 実績値は、認定割合の算出に用いた指標と同じ指標により記載すること。

(注5) 補足資料等を別添として添付することを可とする。

2 認定割合と実績の差に係る主な要因

様式第3（第4条第4項関係）

装備品安定製造等確保計画に係る特定取組として実施する調査 研究又は研究開発に関する業務請負契約条項

第1章 総則

（契約の目的）

第1条 乙は、装備品安定製造等確保計画（この契約書に付属するものであって、これに添付され、又は引用されている図面、見本及び図書等を含む。以下同じ。）に定めるところに従い、指定装備品等の将来の製造等に活用することを目的とする調査研究又は研究開発（以下「調査研究等」という。）を行い、納期までに調査研究等の成果を取りまとめた報告書（この契約書に付属する調達要領指定書において提出書類として指定する報告書をいう。以下「特定取組調査研究等成果報告書」という。）を甲に提出し、甲はその代金を乙に支払うものとする。

（定義）

第2条 この契約条項において使用する用語は、別段の定めがあるもののほか、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）及び防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律施行規則（令和5年防衛省令第14号。以下「省令」という。）において使用する用語の例によるものとする。

（取得設備等）

第3条 この契約により取得した設備、装置等の有体物、プログラム、技術資料（特定取組調査研究等成果報告書を含む。）等の知的財産（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第1項に規定する知的財産をいう。）その他特定取組の成果（以下「取得設備等」という。）の所有権及びこれを独占排他的に使用する権限は、乙に帰属する。ただし、乙は、甲を含む防衛省の各機関が、乙又は乙をサプライヤーとする事業者と締結する契約を通じ、これらの取得設備等を無償で使用する権利を約さなければならない。

2 乙は、将来において、甲を含む防衛省の各機関が、乙又は乙をサプライヤーとする事業者との間で、取得設備等を活用できる契約を締結した場合は、当該取得設備等を活用するものとし、甲又は当該事業者に対し当該取得設備等の導入及び使用に係る費用を重複して請求しない（甲を含む防衛省の各機関が行う乙の経費率の算定又は設定に当たっては、乙から甲に提出する経費内訳に当該取得設備等の導入及び使用に係る費用を含めない）ものとする。

3 乙は、取得設備等を使用して乙をサプライヤーとする事業者に直接又は間

接に供給した物品又は提供した役務を原因として、甲を含む防衛省の各機関が当該事業者から調達する装備品等又は役務が契約に適合しないものとなった場合には、乙の責任の下で、乙と当該事業者又は中間サプライヤー（乙が供給した物品若しくは提供した役務を当該事業者が受領するまでの間に介在する事業者をいう。）との間で問題を解決するものとする。

- 4 乙は、第2項に基づく活用を行うため、取得設備等を甲の許可なく、第三者への譲渡その他処分を行ってはならず、善良なる管理者の注意をもって、取得設備等を維持管理するものとし、通常の使用に耐えない状態となったときは、甲にその旨を通知した上で、修補又は更新を行うものとする。
- 5 取得設備等が将来にわたって第2項に基づく活用を行う見込みがなくなった場合（この契約に基づく調査研究等の成果を装備品等の将来の製造等に活用しないことが判明した場合を含む。）には、甲乙間で別途協議して、取得設備等の第三者への譲渡その他処分の方法について決定するものとする。
- 6 装備品安定製造等確保計画の「9 指定装備品等以外への活用予定等」に記載された防需活用割合（見積）（以下「認定割合」という。）が100パーセント未満の場合は、この契約に「民需と共用する取得設備等の防需活用割合の実績報告等に関する特約条項」（以下「防需活用割合実績報告等特約条項」という。）を付すものとし、乙は防需活用割合実績報告等特約条項に定めるところにより、この契約の履行後、防需活用割合の実績報告等を行うものとする。
- 7 認定割合が100パーセントの装備品安定製造等確保計画について、この契約の履行期間中に、取得設備等の民需への活用により防需活用割合が100パーセント未満となる見込みが判明した場合には、乙は甲と速やかに協議し、第22条の規定に従い、装備品安定製造等確保計画及びこの契約の変更を行うものとする。

なお、この契約の変更に際しては、この契約に防需活用割合実績報告等特約条項を付すものとする。

- 8 認定割合が100パーセントの装備品安定製造等確保計画について、この契約の履行完了の会計年度の末日の翌日から5年の間に、取得設備等の民需への活用により防需活用割合が100パーセント未満となった場合には、乙は速やかに甲にその旨を報告し、甲及び乙は協議の上、防需活用割合実績報告等特約条項を基本とした確認書を取り交わすものとする。

（代金）

第4条 この契約の契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。ただし、この契約に代金に関する特約条項が付帯されている場合は、当該特約条項に定めるところに従い、乙に支払われる代金を確定するものとする。

（債務の引受け等の承認等）

第5条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (3) この契約に基づく調査研究等の主要部分を第三者に請け負わせる場合（調査研究等の一部を第三者に請け負わせるものとして、あらかじめ、この契約書の別紙において指定している範囲を当該別紙に掲げる者に請け負わせる場合を除く。）

2 甲は、前項第1号及び第2号に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生じるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

（代理人等の届出）

第6条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

- (1) この契約に基づく調査研究等に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合
- (2) 調査研究等の主要部分でない部分（軽易なものを除く。）を第三者に請け負わせる場合（調査研究等の一部を第三者に請け負わせるものとして、あらかじめ、この契約書の別紙において指定している範囲を当該別紙に掲げる者に請け負わせる場合を除く。）

（第三者に請け負わせる場合の責務）

第7条 乙は、この契約に基づく調査研究等を第三者に請け負わせる場合においても、この契約において乙の義務とされている事項につき、その責めを免れない。

（第三者の権利の侵害の禁止）

第8条 乙は、この契約に基づく調査研究等の実施に当たり、第三者の有する知的財産権（知的財産基本法第2条第2項に規定する知的財産権をいう。）又は技術上の知識に関し第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

（監督官等の派遣）

第9条 甲は、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11に定める監督及び検査を適切に行い、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官その他の職員（以下「監督官等」という。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び事務の範囲を乙に明示しな

なければならない。

- 3 監督官等は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。
- 4 乙は、監督官等の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力しなければならない。

第2章 契約の履行

第1節 貸付品等

(貸付品等の貸与及び支給)

第9条の2 乙がこの契約の履行のため貸与又は支給を受ける材料、部品、機器、治工具、測定具、文書、図面等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下「貸付品等」という。）の品目、数量、貸与又は支給を受ける期日及び場所その他必要事項は、契約書の別表及び調達要領指定書の定めるところによる。

- 2 貸与を受けた貸付品等は、特に必要があつて甲の指示がある場合を除き、納期までに、甲の指定する物品管理職員に返還しなければならない。

(貸付品等の保管、引取り等)

第9条の3 乙は、貸付品等の貸与又は支給を受ける場合は、これに立ち合い、品目、数量等について、契約書の別表及び調達要領指定書と照合の上、異状（品質又は規格が使用に不適当な場合を含む。以下この条において同じ。）の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する物品管理職員に申し出て、その指示を受けるものとする。後日、異状及び数量の過不足を発見した場合もまた同様とする。

- 2 乙は、貸付品等の貸与又は支給を受けた場合は、これと引換えに受領書を物品管理職員に提出するものとする。
- 3 乙は、貸付品等をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。ただし、物品管理職員を経由して甲の承認を受けた場合は、この限りではない。
- 4 乙は、貸付品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 5 乙は、貸付品等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払を継続的に記録及び整理し、その状況を明らかにしなければならない。
- 6 貸付品等の異状に起因して装備品安定製造等確計画に基づく特定取組が契約の内容に適合しないこととなった場合には、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、乙が貸付品等の異状を知って速やかに甲に告げなかったときは、この限りではない。
- 7 貸付品等の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

8 貸付品等の異状を甲の指示により乙が修補した場合は、その費用は、甲の負担とする。

(貸付品等の返還)

第9条の4 乙は、貸与又は支給を受けた貸付品等につき、必要がなくなった場合は、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、返品書及び使用明細書を添えてこれを物品管理職員に返還しなければならない。

2 返還に必要な費用は、甲の負担とする。

第2節 地方防衛局

(地方防衛局)

第10条 乙がこの契約により甲に対してなすべき行為は、次の各号に掲げるものを除き、所管の地方防衛局、地方防衛局地方防衛支局、地方防衛局地方防衛事務所又は地方防衛局地方防衛支局地方防衛事務所を経由して行うものとする。

- (1) 第3条第6項に規定する防需活用割合の実績報告等、同条第7項に規定する取得設備等の民需への活用の見込みが判明した場合の協議並びに同条第8項に規定する取得設備等の民需への活用に係る報告及び確認書の交換
- (2) 第5条第1項第1号及び第2号に規定する債務の引受け等の承認の申請
- (3) 第18条第1項に規定する代金の請求
- (4) 第23条の規定に基づく契約の変更の協議
- (5) その他甲の指示するもの

第3節 監督

(特定取組実施予定表の提出)

第11条 乙は、この契約の締結後速やかに、装備品安定製造等確保計画の「6 特定取組の内容及び実施時期」を基に、調査研究等の作業工程（特定取組調査研究等成果報告書の作成工程を含む。）のほか、特定取組調査研究等成果報告書以外の取得設備等ごとに取得期日、設置・保管場所等を明記した特定取組実施予定表を作成し、甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の特定取組実施予定表を不適當であると認める場合は、その変更を乙に求めることができる。

(監督)

第12条 甲の指名した監督官は、乙がこの契約に基づき実施する特定取組について、契約書、装備品安定製造等確保計画、甲の定める監督実施要領及び前条第1項の規定により乙が提出した特定取組実施予定表に基づき、甲が必要と認めた場合又は乙の申請があった場合において必要な監督を行うものとする。

る。

2 乙は、前項の規定により監督官が行う監督に応じなければならない。

3 監督を受けるために必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(特定取組の完了報告)

第13条 乙は、特定取組の実施の完了につき、特定取組完了報告書(別記様式)を監督官に提出するものとする。

2 監督官は、前項の規定により提出された特定取組完了報告書の内容が適当であると認めた場合は、速やかに特定取組完了確認書を交付することとする。

第4節 給付の完了

(給付の終了の届出)

第14条 乙は、特定取組調査研究等成果報告書の納入場所への持込みの完了によりこの契約に基づく給付が終了した場合は、遅滞なく、入札及び契約心得(平成27年防衛装備庁公示第1号)別記様式第5-11-1号の「納品書・(受領)検査調書」に特定取組完了報告書を添えて、甲の指名した検査官に提出し、給付の終了を届け出なければならない。

(受領検査)

第15条 甲は、前条の届出を受けた日から10日以内に、この契約に基づく給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。

2 受領検査は、納品書・(受領)検査調書に特定取組完了確認書が付されていること及び特定取組調査研究等成果報告書が契約書及び装備品安定製造等確保計画に適合することをもって、これを合格とする。

3 乙は、受領検査に立ち会うことができる。

4 乙は、検査官に対し、検査の日時その他必要な事項の通知を求めることができる。

5 受領検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(受領)

第16条 甲は、特定取組調査研究等成果報告書が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。

2 甲は、乙が受領検査において不合格とされた特定取組調査研究等成果報告書を引き取るのに必要な期間は、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

(受領書の交付)

第17条 甲は、第15条第2項の規定により受領検査を合格とした場合は、必要事項を記載した受領書を遅滞なく乙に交付するものとする。

第5節 代金の支払

(代金の請求及び支払)

第18条 乙は、甲から前条に定める受領書の交付を受けた場合は、代金を甲の指定する者に請求することができる。

2 乙は、代金を請求する場合は、受領書その他甲の指定する証拠書類を添付した支払請求書をもって行うものとする。

3 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内に乙に当該金額を支払うものとする。

(支払の特例)

第19条 甲は、特約条項の定めるところにより前払金を支払う。

(支払遅延利息)

第20条 甲は、約定期間（第18条第3項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1号の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 甲が、第15条第1項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数をこえる場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、そのこえる日数に応じ前2項の計算の例に準じ、第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

(契約保証金による充当)

第21条 甲は、第32条第1項の規定により違約金を徴収し、又は同条第2項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払がなかったときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するも

のとする。

第6節 契約の変更

(装備品安定製造等確保計画の変更)

第22条 乙は、この契約書に付属する装備品安定製造等確保計画を変更する場合は、省令第4条第1項又は第5条第2項に規定するところに従い、あらかじめ防衛大臣による認定の申請をし、又は軽微な変更について届け出なければならない。

2 前項の場合において、甲及び乙は、乙が装備品安定製造等確保計画の変更について、防衛大臣の認定を受け、又は軽微な変更について届け出たときは、この契約を変更するものとする。ただし、契約金額の変更は予算の範囲内において行うものとする。

(事情の変更)

第23条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天変地異、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

第7節 納期の猶予及び履行遅滞

(納期の猶予)

第24条 乙は、理由を添えて、納期の猶予を申請することができる。

2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を猶予することができる。

3 乙は、納期を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第25条 乙は、前条第2項の規定により納期が猶予された場合においては、延納日数に応じ、延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

2 前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他予測し難い技術上の障害等の事情を考慮して延納金の支払を求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

(1) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数

- (2) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数
 - (3) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した日の翌日から納入した日までの日数
 - (4) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数
- 3 前項の規定の適用においては、納入は第14条の届出があった時にされたものとみなす。
- 4 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。
- (遅滞金)
- 第26条 乙は、特定取組調査研究等成果報告書の納入が納期に遅れた場合には遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。
- 2 前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した日（納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。
- 3 前条第3項の規定は、前項の場合に準用し、前条第4項の規定は、第1項の場合に準用する。

第8節 契約の効力等

(特定取組調査研究等成果報告書の納入不能等の通知)

第27条 乙は、理由のいかんを問わず納期までに調査研究等を行い特定取組調査研究等成果報告書を納入する見込みがなくなった場合、調査研究等を行い特定取組調査研究等成果報告書を納入することができなくなった場合又は第29条の規定により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第28条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、乙が特定取組に係る調査研究等を実施することができなくなった場合は、乙は調査研究等

を実施する義務を免れるものとし、甲はその代金の支払の義務を免れるものとする。

- 2 甲の責めに帰すべき理由により、乙が特定取組に係る調査研究等を実施できなくなった場合は、乙は調査研究等を実施する義務を免れるものとし、甲は乙にその代金（乙が、調査研究等を実施する義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。
- 3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

（損害負担）

第29条 この契約に基づく給付の完了前に取得設備等が滅失し、又は損傷した場合においてこれを修補（代替物との取替えを含む。）すべきときは、その損害は次項から第4項までの規定に従って負担されるものとする。

- 2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。
- 3 第1項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。
- 4 第1項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。
- 5 第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。

第9節 契約の解除

（甲の解除権）

第30条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が納期までに特定取組調査研究等成果報告書を納入しなかった場合
- (2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が特定取組に係る調査研究等を実施することができなくなった場合
- (3) 乙が特定取組に係る調査研究等を継続したとしても、指定装備品等の将来の製造等に活用できる可能性が見込まれないとの申入れが乙からあった場合
- (4) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が納期までに特定取組調査研究等成果報告書を納入しなかった場合
- (5) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が特定取組調査研

究等成果報告書を納入することができなくなった場合

(6) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合

(7) 前各号に定める場合のほか、乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第31条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合において、相当の期間を定めてその履行を催告してもなお履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第32条 甲は、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第1項の違約金を払わない場合は、年3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第33条 甲は、第30条第2項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、乙に対し、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

2 第31条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から遅滞なく文書により行わなければならない。

第3章 秘密の保全

(秘密の保全)

第34条 甲及び乙は、この契約の履行に関して知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 乙は、この契約に秘密の保全に関する特約条項が付帯されている場合は、当該特約条項の定めるところに従い、秘密の保全を確実にしなければならない。

第4章 サプライチェーン・リスクへの対応

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第35条 乙は、甲を含む防衛省の各機関が乙又は乙をサプライヤーとする事業者との間で締結する契約に関し、取得設備等を使用し、製造、研究開発及び修理を行った成果物（以下「取得設備等使用成果物」という。）に対し、ソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）であって情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が存在するもの（障害等リスクが存在することを乙が知り、又は知り得たものに限る。以下「リスクコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

- 2 乙は、取得設備等使用成果物について、リスクコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。
- 3 乙は、取得設備等使用成果物について、防衛省の任務の遂行に支障を生じさせる動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作を行ったリスクコード等（主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これらによって障害等リスクが有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認し、又は判定するものとする。
- 4 甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙が前各項の規定を遵守するために必要があると認めるときは、遅滞なくこれに回答するものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、乙は、特約条項に定めるところにより、サプライチェーン・リスク（取得設備等使用成果物の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、リスクコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。
- 6 前各項の規定は、第5条第1項各号に掲げる場合についても適用する。

第5章 雑則

（調査）

第36条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係施設に立ち入ら

せ、調査させることができる。

- 2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の締結後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。
- 3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。
- 4 甲は、第1項及び第2項によるもののほか、この契約について、その原価を確認する必要がある場合は、乙に対し、第1項の調査を実施することができる。
- 5 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(虚偽の資料の提出に対する違約金)

第37条 この契約の履行の完了後5年以内に、装備品安定製造等確保計画の「7 特定取組に必要な資金の額及びその調達方法等」及び「9 指定装備品等以外への活用予定等」に関し、乙が防衛大臣に対する当該装備品安定製造等確保計画の申請において故意に虚偽の資料を提出し、又は提示した疑義が生じた場合は、乙は甲が当該疑義に対して行う調査に応じなければならない。

- 2 前項の規定による調査の結果、乙が防衛大臣に対して虚偽の資料を提出し、又は提示した事実を甲が確認した場合、乙は、この契約において甲が乙に支払った金額と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用との差額を甲に返納するとともに、当該差額の2倍の金額を違約金として甲に支払わなければならない。
- 3 この契約に「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」が付されている場合は、前2項の規定にかかわらず、当該特約条項の定めるところによる。

(その他)

第38条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

- 2 特殊条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特殊条項の定めるところによる。
- 3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。
- 4 この契約において、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(裁判管轄)

第 3 9 条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

別記様式（第 1 3 条第 1 項関係）

特定取組完了報告書			
件名		契約年月日	令和 年 月 日
		履行期限	令和 年 月 日
調達要求番号		認証番号	
上記契約に基づき、特定取組の実施が完了しましたので報告します。 添付書類：別紙「特定取組の実施により取得した設備等」 令和 年 月 日 支出負担行為担当官 殿 住所 会社名 代表者名 担当者名 連絡先			
特定取組完了確認書			
上記契約に基づく特定取組について、上記報告のとおり実施したことを確認した。 令和 年 月 日 監督官所属 官 職 氏 名			

特定取組の実施により取得した設備等

(1) 設備、装置、ソフトウェア、ライセンス等

連番	名称・型式	数量 (単位)	製造業者名・ ライセンス企業名	設置 場所	取得価格 (円)	取得 年月日	償却期間 (年)	備考
1								

(2) 特許権、実用新案権又は意匠権（出願中のものを含む。）

連番	登録番号（出願番号）	名称	権利者（出願人）	備考
1				

(3) 技術支援、教育、サービスその他役務

連番	名称	期間	備考
1			

（注）備考欄には、役務内容を実施したことが確認できる資料名を記載すること。

例：教育の実施記録、役務実施会社の役務完了報告書、納品書など

(4) 工事

連番	工事名称	工事会社名	履行場所	備考
1				

（注）備考欄には、工事施工事業者から提出される工事完了報告書、完了図書、引渡書その他の工事の完了が確認できる書類（いずれも工事写真が掲載されているものが望ましい。）の名称を記載すること。

(5) 上記のほか、技術資料、業務資料、教育資料等

連番	名称	概要	備考
1			

（注）上記には、特定取組調査研究等成果報告書（この契約書に付属する調達要領指定書において提出書類として指定する報告書をいう。）を含めて記載すること。

（備考）(1)～(5)のいずれの項目も、自ら製造、開発等したもの及び第三者に委託して製造、開発等をしたものの双方を記載すること。

様式第4（第4項第5号関係）

装備品安定製造等確保計画に係る特定取組の実施における前払金に関する特約条項

甲及び乙は、装備品安定製造等確保計画に係る特定取組の実施における前払金に関し、次の特約条項を定める。

（前払金）

第1条 甲は、この特約条項の定めるところに従い、乙に対して前払金を支払うものとする。

（前払金の総額等）

第2条 前払金の総額、支払回数、支払時期及び各支払時期に支払う前払金の金額（第3項において「総額等」という。）は、別記様式のとおりとする。

2 前払金は、予算の範囲内において行うものとする。

3 甲は、前払金の予算が示達されなかった場合に、前払金の総額等を変更して翌年度以降に繰り延べるができるものとする。

（前払金の請求）

第3条 乙は、前払金の支払を受けようとする場合は、前条第1項の規定に従い、次条に規定する前払金の担保の提供を証する書類及び前払金の使途の概要を記載した書類その他甲の指示する書類を添付した支払請求書を甲に提出するものとする。

2 前項に規定する書類のほか、乙は、第4条第2項の規定に基づき担保を免除された前払金の支払を受けようとするときは、同項各号に規定する書類のいずれかの書類を添付するものとする。

（前払金の担保）

第4条 乙は、前払金の支払を受けようとする場合は、前払金に対する担保を提供しなければならない。ただし、乙の申請があり甲が必要ないと認めたときは、担保の提供を免除することがあるものとする。

2 前項の規定によらず、前払金が次の各号のいずれかに該当する場合において、甲は乙に対し、その前払金に対する担保を免除するものとする。

(1) 乙が、供給網強靱化（防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号。以下「防衛生産基盤強化法」という。）第4条第1項第1号に掲げる取組をいう。）に係る特定取組契約における取得設備等（特定取組完了確認書により監督官が確認した取得設備等に限る。以下この項において同じ。）を活用し、この契約において特

定された紐付け契約のため、乙をサプライヤーとする事業者（以下「上位事業者」という。）に対して部品若しくは構成品（以下「部品等」という。）を供給したことを証する書類であって、上位事業者に対する納品書の写し又はこれに類するものを甲に提出することによって支払うことを約した前払金

(2) 乙が、製造工程効率化（防衛生産基盤強化法第4条第1項第2号に掲げる取組をいう。）に係る特定取組契約における取得設備等を活用し、この契約において特定された紐付け契約のため、乙の上位事業者に対してこれらの部品等を供給し、又は役務を提供したことを証する書類であって、上位事業者に対する納品書若しくは役務完了書の写し又はこれらに類するものを甲に提出することによって支払うことを約した前払金

(3) 乙が、サイバーセキュリティ強化（防衛生産基盤強化法第4条第1項第3号に掲げる取組をいう。）に係る特定取組における取得設備等により確保された情報セキュリティ環境において、この契約において特定された紐付け契約に係る保護すべき情報を取り扱ったことを証する書類であって、乙が新たな情報セキュリティ環境において紐付け契約に係る情報を取り扱うことの誓約書又はこれに類するものを甲に提出することによって支払うことを約した前払金

(4) 乙が、事業承継等（防衛生産基盤強化法第4条第1項第4号に掲げる取組をいう。）に係る特定取組契約における取得設備等を活用し、この契約において特定された紐付け契約のため、乙の上位事業者に対してこれらの部品等を供給し、又は役務を提供する体制が整備されたことを当該上位事業者が確認したことを証する書類であって、装備品安定製造等確保計画認定書の「5 その他特記事項」において、乙の共同申請者が乙に提出することとされている書面の写し又はこれに類するものを甲に提出することによって支払うことを約した前払金

3 前払金の担保として提供することができるものは、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第78条の規定による。ただし、銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証は、連帯保証でなければならない。

4 担保の保証期間は、前払金が支払われる日から第8条の規定により当該前払金が精算される日までの期間とする。

5 第2項各号に規定する前払金の有無にかかわらず、当該各号に規定する支払時期よりも前に支払うことを約した前払金について、乙がその担保を甲に提供している場合、乙は、当該各号に規定する書面とともに当該担保の解除を甲に申し出ることができる。

6 甲は、前項の申出を受けた場合は、当該担保を解除するものとする。

(前払金の目的外使用禁止)

第5条 乙は、前払金をこの契約に直接必要な経費のため以外の目的に使用し、又は利用してはならない。

2 前項の直接必要な経費とは、契約金額のうち製造原価を構成する材料費、加工費及び直接経費をいい、一般管理費等及び利益は含まれないものとする。

3 乙が第1項の規定に違反して前払金を使用し、又は利用した場合においては、甲は、期限を指定して、甲が既に乙に支払った前払金の全部又は一部の返納を乙に請求することができる。

4 乙が、返納の日に前項の規定により返納金額を甲に返納しない場合の遅延利息については、契約条項の延納金の遅延利息に関する規定を準用する。

(前払金に関する調査)

第6条 甲は、前払金を使用等について必要がある場合は、乙の営業所、工場その他の関係場所において帳簿等の調査を行うことができる。

(契約金額の変更又は解除による前払金返納)

第7条 甲は、次の各号の一に該当する場合(特定取組の実施の完了後に、乙の責めに帰することができない理由により紐付け契約に係る指定装備品等が当該紐付け契約の相手方によって納入されないため、甲及び乙の間の協議の上、この契約の変更又は全部若しくは一部の解除を行った場合を含む。)においては、期限を指定して既に支払った前払金のうちそれぞれ当該各号に定める金額の返納を乙に請求するものとする。

(1) 契約変更(契約の一部解除を含む。)により契約金額の減額が行われた場合において、甲が既に乙に支払った前払金の金額の総額が、当該減額後の契約金額を超過することとなったときは、当該超過金額

(2) 契約の全部が解除された場合においては、甲が既に支払った前払金の全額

2 前項の規定による前払金の返納に際しては、乙は、甲が乙に前払金を支払った日の翌日から返納の日までの日数に応じ、当該返納金に対し、年3パーセントの率を乗じて計算した金額を利息として甲に支払わなければならない。

3 乙が、指定された期限までに返納金額(第1項の規定による返納額に前項の規定による指定された期限までの利息を加えた金額をいう。)を甲に返納しない場合の遅延利息については、契約条項の延納金の遅延利息に関する規定を準用する。

(前払金の精算方法)

第8条 前払金の精算は、乙がこの契約に基づく給付を完了し、甲が代金を支払う際に前払金の金額を当該代金に充当することによって行う。

(前払金の担保の返還等及び取立て)

第9条 乙は、前条の規定により前払金が精算された場合は、精算された金額に応じて、第4条に規定する前払金の担保の返還を請求し、又は保証状の書替えその他の担保金額を減少するための措置をとることができる。

2 甲は、第7条の規定により乙が返納すべき金額を返納しない場合は、乙が提供している担保により返納すべき金額に相当する額の取立てを行うものとする。

(給付の終了の届出の義務)

第10条 乙は、この特約条項の定めるところにより、契約金額の全額を前払金として支払を受けた場合においても、紐付け契約に係る指定装備品等の納入が完了したことによりこの契約に基づく給付が終了したときは、「装備品安定製造等確保計画に係る特定取組に関する業務請負契約条項」第15条第1項に規定する給付の終了の届出を行わなければならない。

別記様式（第 2 条第 1 項関係）

調達要求番号 品名	前払金の総額	支払 回数	支払時期及び 支払う前払金の額	備考
		第 1 回		
		第 2 回		
		第 3 回		

注：第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する前払金の場合には、備考欄にその旨を記載する（記載例：第 4 条第 2 号第 1 号の適用を受ける前払金）。